

福井県県有施設長寿命化計画（病院編）

福井県

目 次

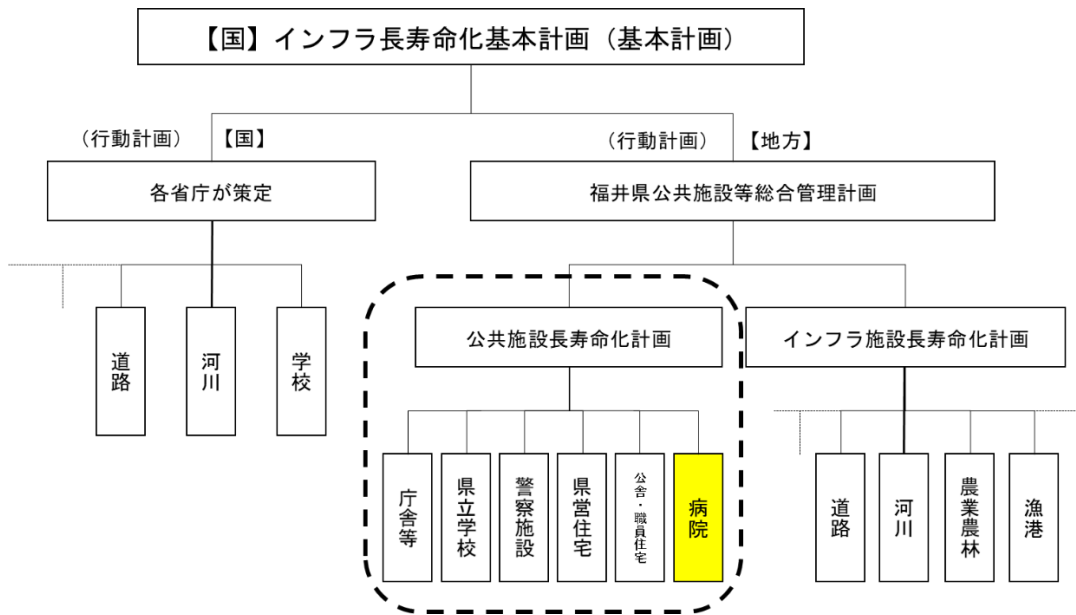
I	計画の位置付け等	1
1	策定の目的	1
2	対象施設	1
3	計画期間	1
II	対策の方針	2
1	基本的な考え方	2
2	対策の優先順位の考え方	2

I 計画の位置付け等

1 策定の目的

この計画は、国が平成25年度に策定した「インフラ長寿命化基本計画」および県が平成27年度に策定した「福井県公共施設等総合管理計画」に基づき、類型ごとの具体の対応方針を定める長寿命化計画（個別施設計画）である。

予防保全的な維持管理や計画的な修繕等を効果的に実施し、利用者の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減や費用の平準化を図る。



2 対象施設

福井県立病院 および 福井県立すこやかシルバー病院

3 計画期間

本計画は、福井県公共施設等総合管理計画の推進にあたり、類型ごとの具体の対応方針を定めるものであることから、計画期間の終期は、同計画と同じ令和7年度とする。

なお、計画期間内であっても、各対象施設の状態は、経年劣化等によって時々刻々と変化することから、本計画は適宜見直すものとする。

Ⅱ 対策の方針

1 基本的な考え方

それぞれの病院において、定期的な巡回を行い、施設・設備の状況把握や劣化進行等を確認するとともに、専門業者による保守点検、建築基準法で定める定期点検等を実施し、病院機能や建物の健全度の維持確保に努めている。

これらの取組みを継続し、その結果を今後の維持管理に活用するとともに、機能の一時停止に陥ることのないよう、設備等の計画的な更新に努めていく。

また、施設を改修する際には、病院施設を誰もが安全に安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備に努める。

なお、県立病院に附属する立体駐車場は、PFI（公共施設の維持管理、運営を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法）による運営であり、PFI運営者が長期修繕計画を立案し、これを適時見直し、実態に即した修繕・更新を実施する。

2 対策の優先順位の考え方

それぞれの病院において、それぞれの優先度を考慮しながら、施設を構成する部位・設備の特性に応じた計画的保全を実施することとする。

優先する修繕 (予防保全の観点から特に優先して実施)	通常の修繕 (劣化状況を勘案しながら計画的に実施)
<ul style="list-style-type: none">劣化により躯体への直接の影響が生じる部位・設備 計画的な保全を行わず、損傷してから修理を行った場合、基礎・柱・梁等の躯体への劣化・損傷を招き、建物自体の寿命を縮めることになりかねない部位・設備（屋根、外壁等）については、早期段階で計画的に修繕を行うことで、トータルコストの縮減を図る。劣化により人命への影響が考えられる部位・設備 利用不能となってから修理を行った場合医療機器や医療サービスへの影響が発生し、利用者の人体に影響を与えかねない部位・設備（電気設備、空調等）については、定期点検結果をもとにした修繕を確実に実施する。	<ul style="list-style-type: none">劣化による躯体や安全性への影響が小さな部位・設備 損傷・故障等した場合でも、躯体や安全性、施設機能への影響が少ない部位、設備（施設照明、内部建具等）